※本日は NHK 盛岡放送局の取材と、陸前高田市災害 FM のタイトルコール収録があります。

平成２７年度 第１１回（震災後 第６３回）
陸前高田市保健医療福祉未来図会議
陸前高田市包括的虐待防止関係機関連絡会議「実務者研修会」

平成 28 年 2 月 19 日(金)　13:30～15:30

陸前高田市役所　4 号棟第 6 会議室

次　　第

◆テーマ

「他人(ひと)ごと意識の解消～今ある差別・虐待とこれからの配慮～」

1　あいさつ

陸前高田市　民生部長　菅野利尚

2　報告・協議内容

（1）未来図会議のめざすところ

⇒　陸前高田市　地域包括ケアアドバイザー　岩室紳也

（2）障害者差別解消法の概要について

⇒　陸前高田市　社会福祉課　障がい福祉係長　佐々木賢也

（3）グループディスカッション（※8G） 14：15～

⇒　テーマ：**日常にある「不当な差別」と「合理的配慮」について考える**

※災害対応ゲームにおける演習「クロスロード」の切り口で・・・

3　その他連絡・アナウンス

【事務局：陸前高田市民生部】

※次回：平成 28 年 3 月 18 日（金）13：30～15：30　・・・平成 27 年度最終回

◆メインテーマ（仮）：データから見た陸前高田の現状と求められている取組みの実際

～子どもたちに学ぶ陸前高田の未来～

NPO 法人こどもグリーフサポートステーション　大塚光太郎氏

長崎大学大学院　医歯薬学総合研究科　西原美佳氏

東京大学大学院　医学系研究科　近藤尚己氏

◆会場：市役所 第４号棟 第４会議室

平成２７年度　第１１回
（震災後６３回）
陸前高田市
保健医療福祉未来図会議
陸前高田市包括的虐待防止関係機関連絡会議
実務者研修会

平成28年２月19日（金）13:30～15:30
陸前高田市役所　4号棟第６会議室

本日（H２８.２/19）の会議の概要

◆テーマ
他人(ひと)ごと意識の解消
～今ある差別・虐待とこれからの配慮～

本日（H２８.２/１９）の会議の進め方①

◆タイムスケジュール
～14：15　報告

※陸前高田災害FMタイトルコール収録

（1）未来図会議のめざすところ
⇒　陸前高田市　地域包括ケアアドバイザー　岩室紳也

（2）障害者差別解消法の概要について
⇒　陸前高田市　社会福祉課　障がい福祉係長　佐々木賢也

本日（H２８.２/１９）の会議の進め方②

◆タイムスケジュール
14：15～　協議

（3）グループディスカッション（※8G）14：15～
⇒　テーマ
日常にある「不当な差別」と「合理的配慮」について考える
※災害対応ゲームにおける演習「クロスロード」の切り口で・・・

15：15～　個別アナウンス・周知

陸前高田災害FM
タイトルコールのお願い

◆前身の元気の達人講座を引き継ぐ、新健康情報番組

「はまってけらいん、かだってけらいん」

（※集まって、お話しましょう！）

2012年の陸前高田災害FM「元気の達人講座」

震災１年後～継続中

これからの陸前高田

誰もが経験したことのないこと

↓

より多くの人の新しい発想が必要

行政や専門機関だけでは到底無理

一人ひとりの心構えが重要

見える被災＝仮設住宅

見えない被災＝地域

見えない孤立

＝公営住宅、高台、防集・・

（居場所の喪失）

誰かに会うこと＝居場所づくり

はまってけらいん
・・・みんなで集まって
かだってけらいん
・・・お話をしましょう

日々の生活の中（地域）で、できる
居場所づくり

未来図会議に先立って行われた
「はまってけらいん、かだってけらいん」運動
のぼり旗交付式（2012.12月）

戸羽市長から、石木院長へ

未来図会議出席者による記念撮影

2012.12.28
東海新報

東海新報　第16544号　平成24年(2012年)12月28日(金曜日)

はまってかだって元気に

「けらいん運動」始動

各地にのぼり設置、普及へ

陸前高田

2013.1.12　第2グランド

実際のタイトルコール

はまって、かだって、つながって
みんなで輝く陸前高田

はまってけらいん、かだってけらいん

陸前高田市保健医療福祉未来図会議の目指すところ

虐待防止も

課題解決からリスクマネージメントへ

日本人の課題解決的発想

- 歯周病 — 口腔ケア
- 肥満 — 運動
- うつ病 — 精神科治療
- がん — 早期発見 早期治療
- 高血圧 — 減塩
- 糖尿病 — 食生活指導

健康づくりの方向性の変化に学ぶ

健康日本21（第2次）概念図

健康寿命の延伸・健康格差の縮小

生活の質の向上 | 社会環境の質の向上

健康を支え、守るための社会環境の整備

〈ソーシャルキャピタルの向上〉
①地域のつながりの強化
〈多様な活動主体による自発的取組の推進〉
②健康づくりに主体的に関わる国民の割合の増加

ソーシャルキャピタルの向上

⑤健康格差の実態を把握し、対策に取り組む自治体の増加

健康日本21（第2次）概念図

健康寿命の延伸・健康格差の縮小

生活の質の向上 | 社会環境の質の向上

健康を支え、守るための社会環境の整備

〈ソーシャルキャピタルの向上〉
①地域のつながりの強化
〈多様な活動主体による自発的取組の推進〉
②健康づくりに主体的に関わる国民の割合の増加

①地域のつながりの強化

⑤健康格差の実態を把握し、対策に取り組む自治体の増加

「つながり」

と言えば

「絆」？

絆 はどう読みますか

絆（きずな）
つながり　むすびつき

絆（ほだし）
手かせ　足かせ　迷惑　束縛

相反するから「お互い様」

ソーシャル・キャピタル（社会関係資本）の三要素

認知症　信　頼　障がい

3つは相互に関連

ネットワーク　規範（互酬性）お互い様

http://www.jpha.or.jp/sub/menu04_10.html

ソーシャル・キャピタル（絆〔きずな＋ほだし〕）の効用

健康面の効用

総死亡率 ↓

自殺率 ↓

自覚的健康度 ↑

健康行動 ↑
喫煙率 ↓
運動習慣 ↑

健康以外の効用

行政効率
まちおこし
防災対策
治安・防犯
子育て
教　育
就　労
経済成長
技術革新

ソーシャル・キャピタル

平成26年度厚生労働科学研究（健康安全・危機管理対策総合研究事業）
「地域保健対策におけるソーシャルキャピタルの活用のあり方に関する研究」
http://www.jpha.or.jp/sub/menu04_10.html

ソーシャル・キャピタル（社会関係資本）の三要素

認知症　信　頼　障がい

3つは相互に関連

ソーシャル・キャピタルを
いつ、誰が、どうやって
醸成するかを考え
続ける場が未来図会議

ところが

日本人の課題解決的発想

- 認知症：認知症予防 地域包括ケア
- 虐待：早期発見 通報
- 災害：防災教育
- 障がい：理解と共生 講演会
- 病気：早期発見 早期治療
- 自殺：自殺予防 講演会

日本人の課題解決的発想

課題そのものを
何とかしようと
していませんか？

日本人の課題解決的発想

他人ごと意識

そのために、まずは課題の原因追求をします

解決したい課題：虐待

課題の原因：貧困 / 認知症 / 子育て / 障がい

そのために、まずは課題の原因追求をします

解決したい課題：虐待

他人事意識？

- 生活保護
- 介護保険
- 子育て支援
- 差別解消

課題の原因：貧困 / 認知症 / 子育て / 障がい

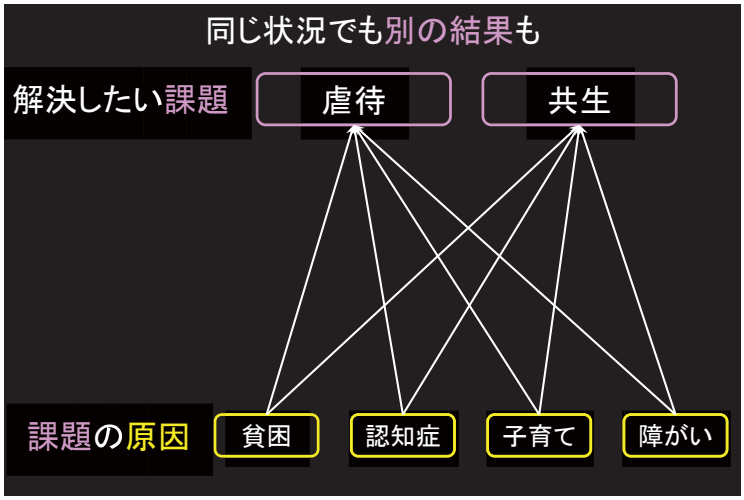

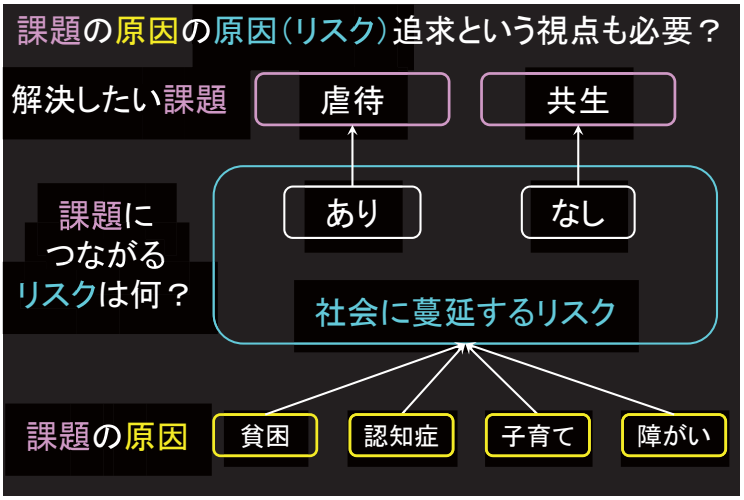

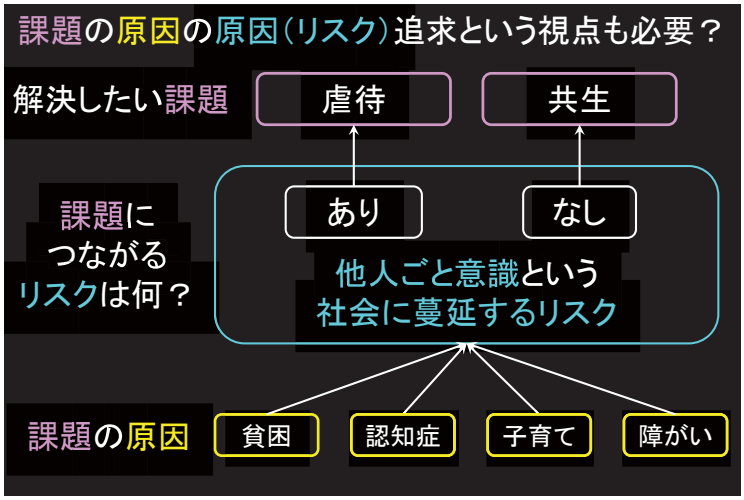

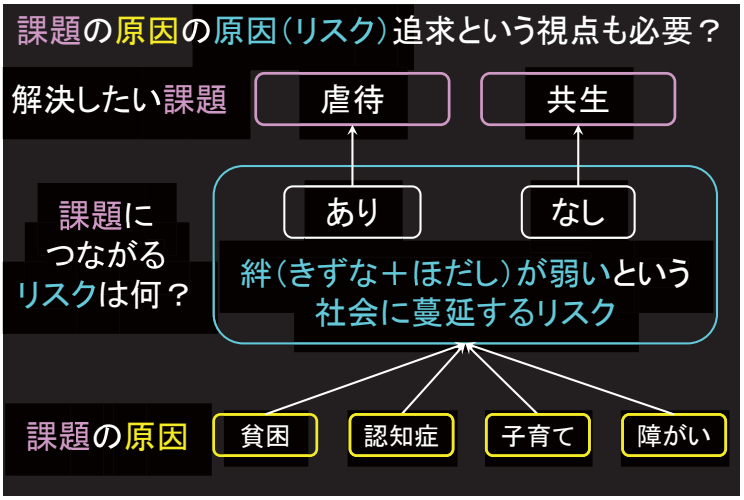

障害者差別解消法

陸前高田市民生部社会福祉課

平成28年2月19日

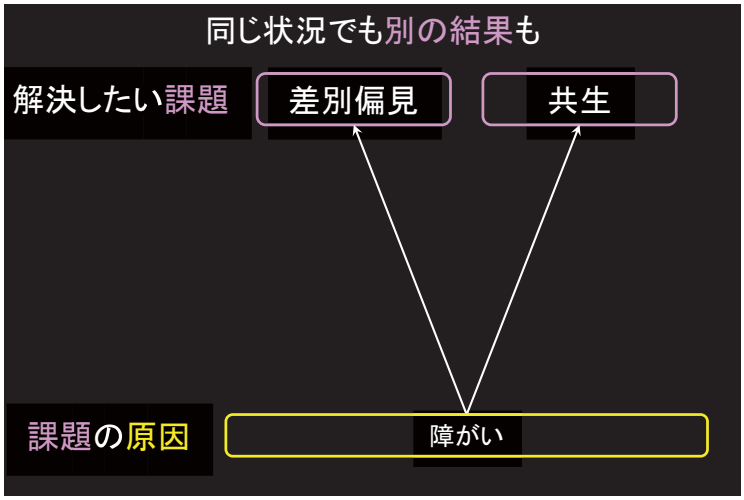
同じ状況でも別の結果も
解決したい課題
差別偏見
共生
課題の原因
障がい

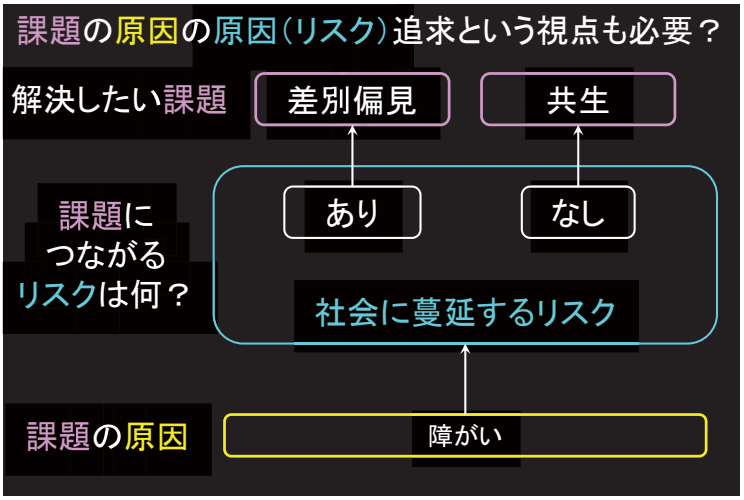
課題の原因の原因（リスク）追求という視点も必要？
解決したい課題
差別偏見
共生
課題に
つながる
リスクは何？
あり
なし
社会に蔓延するリスク
課題の原因
障がい

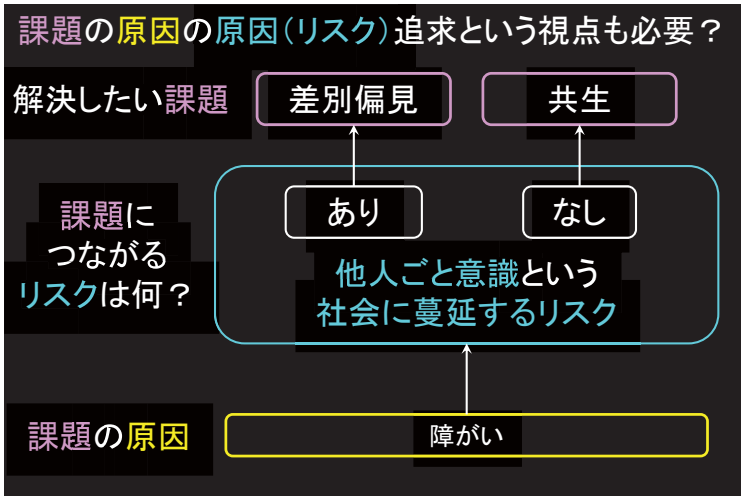
課題の原因の原因（リスク）追求という視点も必要？
解決したい課題
差別偏見
共生
課題に
つながる
リスクは何？
あり
なし
他人ごと意識という
社会に蔓延するリスク
課題の原因
障がい

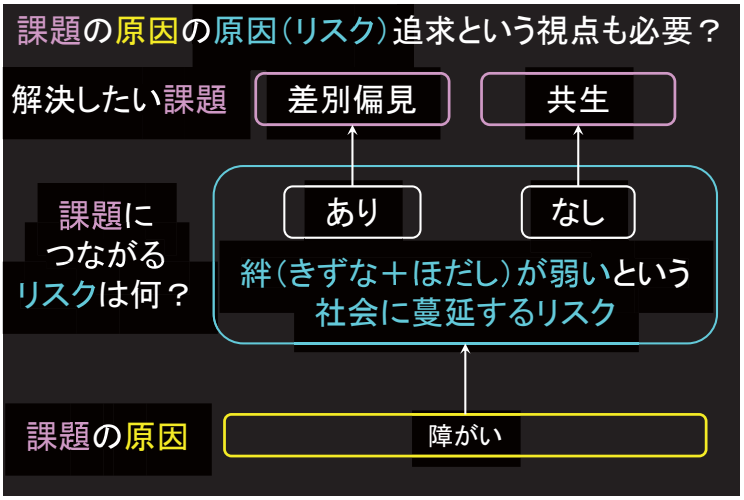
課題の原因の原因（リスク）追求という視点も必要？
解決したい課題
差別偏見
共生
課題に
つながる
リスクは何？
あり
なし
絆（きずな＋ほだし）が弱いという
社会に蔓延するリスク
課題の原因
障がい

障害者差別解消法

陸前高田市民生部社会福祉課

平成28年2月19日

障害者差別解消法とは…

障がいのある人とない人とが分け隔てられることなく、全ての国民がお互いに人格と個性を尊重し合って、共に暮らせる社会を実現するために制定された法律。

① 国・地方公共団体及び民間事業者は、障がいがある人に対し、不当な差別的取扱いをしてはいけない。

② 国・地方公共団体は、障がいがある人に対し、合理的配慮をしなければならない。民間事業者は、合理的配慮をするよう努めなければならない。

③ 国・地方公共団体は、相談・紛争防止・紛争解決のための体制の整備を図る。

障害者差別解消法制定までの流れ

＜障がいがあるというだけで不当な差別を受けるこんな世の中じゃ…＞

平成18年12月13日	「障害者の権利に関する条約」国連総会本会議で採択される。
平成19年9月28日	「障害者の権利に関する条約」に日本が署名する。
平成20年5月3日	「障害者の権利に関する条約」の批准国が20か国に達し、発効となる。
平成21年12月8日	内閣に「障害者制度改革推進本部」を設置する。
平成22年1月12日	「障がい者制度改革推進会議」を開催する。（H22.1～H22.6）
平成22年6月29日	「障害者制度改革のための基本的な方向について」閣議決定 障害を理由とする差別を禁止するとともに、差別による人権被害を受けた場合の救済等を目的とした法制度の在り方について検討
平成22年11月 ～平成24年9月	差別禁止部会における検討 障がい者制度改革推進本部：平成22年11月～平成24年7月 障害者政策委員会：平成24年7月～同年9月
平成24年9月14日	「障害を理由とする差別の禁止に関する法制」についての差別禁止部会の意見の取りまとめ
平成25年4月26日	「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律案」閣議決定・国会提出
平成25年6月26日	「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」【通称：障害者差別解消法】（平成25年法律第65号）公布
平成25年12月4日	「障害者の権利に関する条約」に日本が批准することが参議院で承認される。
平成26年1月20日	日本が「障害者の権利に関する条約」批准書を国連事務総長に提出。
平成26年2月19日	批准書から30日が過ぎ、批准が発効となる。
平成28年2月19日	日本における批准発行日を記念し、奇跡の一本松など各地の名所がイエローライトアップされる。

障害者差別解消法による市への規定

① 市は、障がいを理由とする差別の解消に関して、必要な施策を策定し実施しなければならない。（第３条）

② 市は、障がいがある人に対する社会的障壁の除去について合理的な配慮を行うため、市の施設の改善や市職員に対する研修など、必要な環境を整備するよう努めなければならない。（第５条）

③ 市は、障がいがある人とない人とで障がいを理由とした不当な差別的取扱いをすることにより、障害者の権利利益を侵害してはならない。また、障がいのある人から社会的障壁の除去を必要としているという意思表明があった場合は、除去に対する負担が過重でないときには、社会的障壁の除去について合理的な配慮を行わなければならない。（第７条）

④ 市は、国が制定する基本方針に即して、市の職員が障がいがある人に対して適切に応対するための対応要領を定めるよう努めるものとする。また、市が対応要領を定めるときには、障がいがある人やその関係者の意見を反映させるための措置を講ずるよう努めなければならない。（第10条）

⑤ 市は、障がいがある人やその家族などからの障がいを理由とする差別に関する相談に応じる体制や、障がいを理由とする差別に関する紛争の防止及び解決体制の整備を図るものとする。（第14条）

⑥ 市及び市の機関は、関係機関により構成される障害者差別解消支援地域協議会を組織することができる。（第17条）

障害者差別解消法による事業者への規定

① 事業者（商業その他の事業を行う者をいう。）は、障がいがある人に対する社会的障壁の除去について合理的な配慮を行うため、事業者が管理する施設の改善や職員に対する研修など、必要な環境を整備するよう努めなければならない。（第５条）

② 事業者は、障がいがある人とない人とで障がいを理由とした不当な差別的取扱いをすることにより、障害者の権利利益を侵害してはならない。また、障がいのある人から社会的障壁の除去を必要としているという意思表明があった場合は、除去に対する負担が過重でないときには、社会的障壁の除去について合理的な配慮をするよう努めなければならない。（第８条）

③ 主務大臣は、国が制定する基本方針に即して、事業者が障がいがある人に対して適切に応対するための対応指針を定めるものとする。（第11条）

④ 市や事業者が事業主としての立場で労働者に対して行う「障がいを理由とする差別を解消するための措置」については、障害者の雇用の促進等に関する法律の定めるところによる。（第13条）

障害者差別解消法による市民への規定

① 市民は、障がいを理由とする差別の解消が推進するよう努めなければならない。（第４条）

「障害者差別解消法」では、「障がいがある人に対して不当な差別を行わないこと」と、「障がいがある人に対する社会的障壁の除去のための合理的配慮を行うこと」が大きなテーマである。

2016. 2. 19　平成27年度第11回（震災後63回）
陸前高田市保健医療福祉未来図会議

他人(ひと)ごと意識の解消
～今ある差別・虐待とこれからの配慮～

災害対応ゲームの演習「クロスロード」
の応用編で考える

岩手医科大学　いわて東北メディカル・メガバンク機構
佐々木亮平

◆クロスロードとは

- 災害対応を自らの問題として考え、さまざまな意見や価値観を参加者同士で共有すること
- 「クロスロード」は英語で「岐路」、「分かれ道」
- 阪神淡路大震災での経験をもとに、文部科学省の特別プロジェクトで作成

○はじめまして

お互いさまのまちづくりなのに・・・
お互いがわからないんじゃ、もったいないので

自己紹介

◆ルール（抜粋・本日用の変則）

- 1グループ5~7人の奇数人数で編成
- 問題カードの提示（今日はスライド）
- 「イエス」or「ノー」カードの配布

①問題カードに対して自分の意志を決める
②「イエス」or「ノー」カードの提示
③お互いにそれを選んだ理由を発表
④ふりかえり

◆練習問題・・）
あなたは被災した病院の職員

- 入院患者さんを他病院へ移送中。ストレッチャー上の患者さんを報道カメラマンが撮ろうとする。腹に据えかねる。

⇒　そのまま、撮影させる？

YES（撮影させる）
NO（させない）

→それはなぜ？

◆他人（ひと）ごと意識の解消のため

- 虐待予防も含め、ノーマライゼーションという言葉のいらないまちづくりを推進するための一つのプロセス
- 幅広く社会が他人ごとにしない雰囲気や環境を推進していくための議論
- いきなり東京ディズニーランド化（障がい者割引がない）は難しい
- 正しい答えはありませんが、ここでの議論をまずは行政や事業所、関係機関、そして市民一人ひとりが進めていけるように・・・

◆例）不当な差別的取り扱いについて①

- 店主のみで経営する飲食店で、店主が、外国人という理由で入店を断った。

⇒　これは不当な取り扱い？

YES（そう思う）
NO（そう思わない）

→それはなぜ？

◆例）不当な差別的取り扱いについて②

- 店主のみで経営する飲食店で、視覚障がい者が盲導犬を連れて店に入ろうとしたが、店主が、犬が怖いという理由で入店を断った。

⇒　これは不当な取り扱い？

YES（そう思う）
NO（そう思わない）

→それはなぜ？

◆例）不当な差別的取り扱いについて③

- 10人で構成する委員会の委員が、全員男性だった。

⇒ これは不当な取り扱い？

YES（そう思う）
NO（そう思わない）

→それはなぜ？

◆例）不当な差別的取り扱いについて④

- 障がいがあるため、電車の運賃（乗車料金）が割引になった。

⇒ これは不当な取り扱い？

YES（そう思う）
NO（そう思わない）

→それはなぜ？

◆例）合理的配慮について ①あなたは、市職員

- 市役所に、障がい（四肢不自由）がある方が、「私はどうしても氷上山の頂上から朝日をみたいのですが、どうにかなりませんか。」と要望した。

⇒ これには配慮が必要？
どうしたらいい？

◆例）合理的配慮について ②あなたは、事務局

- お茶っこ飲み会事務局に、ご高齢の方が、「お茶っこ飲み会に参加したいが、同じ人がずっとしゃべっているので参加しても面白くない。あの人が来なければ参加したい。」と要望した。

⇒ あなたならどうしますか？

◆例）合理的配慮について
③あなたは、事務局

- 地域の寄り合いの事務局に、年齢20代で引っ込み思案な若者（健常者）が、「地域の寄り合いに参加しても意見を言えないし、言えても声の大きい人の意思ばかり尊重される（結果的にそうなる）ので、最初から行かない方がいいし、行きたくない。」と話した。

⇒ これには配慮が必要？
どうしたらいい？

◆例）合理的配慮について
④あなたは、内部障がい者

- BRTに乗っているときに、内部障がいがあるのでシルバーシートに座っていたが、他の席も全て埋まっていて、かつ、シルバーシートは全席障がい者で埋まっているときに、妊婦さんが乗車した。

⇒ これには配慮が必要？
どうしたらいい？

最初の判断をする時のあなたの意識は？

他人ごと意識

自分ごと意識

他の意見を聞いて考えが変わることがあった？

変わった

変わらない

不当な差別を減らすには？

合理的配慮を広めるにはどうすればいいか？

地域、施設で話し合うことで自分事意識が広まる
話し合いで気づきをもらえる場
決めつけないために考え続ける場
交流を大切にできる話し合いの場
相手の立場になりにくいので場が必要
体験しないとだめ

人は 経験 に学ぶ

経験していないことは 他人事

日本人の課題解決的発想

認知症
認知症予防
地域包括

虐待
早期発見
通報

災害
防災教育

他人ごと意識

障がい
理解と共生
講演会

病気
早期発見
早期治療

自殺
自殺予防
講演会

例：4カ月後にまた未来図会議で
議論をしますが、
参加したいと思いますか？

高齢者虐待は社会全体の問題です

みんなで防ごう 高齢者虐待

監修・鈴木隆雄
国立長寿医療研究センター
研究所所長

高齢者虐待についての周知や理解は進みつつありますが、残念ながら虐待数は年々増えています。虐待の背景には、高齢者の認知症や自立度の低下、その家族などの介護疲れや生活上の問題など、さまざまな要因があります。高齢者の尊厳を守り、高齢者と家族がともに健やかな暮らしを取り戻すためには、虐待を早期に発見し対応すること、そして地域全体で高齢者と家族を見守り、支援していくことが大切です。

陸前高田市地域包括支援センター
☎0192-54-2111（長寿社会課内）

高齢(いれい)者の虐待は、誰もが直面するかもしれない問題です

全国で年間1万件以上もの高齢者虐待が起きています

「高齢者虐待防止・養護者支援法」の施行により、これまであまり表面化してこなかった高齢者虐待の実態が、徐々に明らかになってきました。

厚生労働省が平成24年度に全国の市区町村を対象に行った調査では、家族などから虐待を受けたと判断された事例が約1万5千件にものぼっています。この中には27人の死亡事例も含まれています。

また虐待する側の約4割は「息子」。被虐待者である高齢者の約7割は要介護状態であり、そのうち約7割に認知症の症状がみられます。介護、特に認知症介護の負担が、虐待と大きくかかわっていると考えられます。

●虐待者と被虐待者の続柄

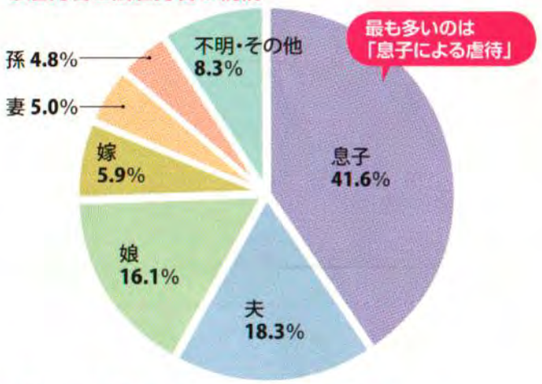

●被虐待者の要介護認定と認知症の有無

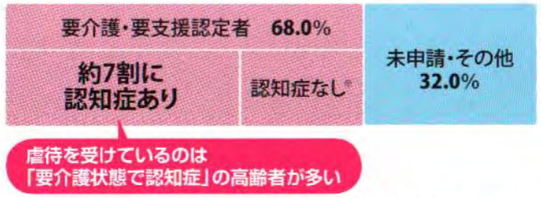

※「認知症なし」には、自立して生活できる程度の認知症も含みます。

（図表は厚生労働省　平成24年度「高齢者虐待防止法」に基づく対応状況等に関する調査結果より作成）

「虐待者が悪者だから」虐待が起きているわけではない

「虐待するなんて、ひどいヤツだ」――私たちはそう思いがちです。けれども、高齢者虐待が起こる背景にはさまざまな要因があります。適切な介護のしかたや認知症への対応がわからないために、つい手をあげてしまう。これまでの家族関係の中でずっと折り合いが悪かったため、介護が苦痛でならない。介護負担に加え失業中で経済的に困っている……。そんなとき私たちは「自分だったら絶対に虐待しない」と言い切れるでしょうか。

高齢者虐待は誰もが直面する可能性のある問題です。だからこそ、皆が自分自身の問題として高齢者虐待が起こらないよう、地域全体で支えあっていくことが大切です。

こんな場合に高齢者虐待が起こりやすい

●高齢者に認知症がある ●介護の負担をひとりで抱えている ●夫婦のみ、高齢者と単身の子どもだけなど小規模家庭 ●経済的に困窮している ●近所づきあいがない ●介護者に疾病や障害がある

- 介護保険や福祉サービスの利用
- 成年後見制度の利用
- 近隣の人とのつながりなど

地域全体で見守り、支えていく必要がある

以下で思い当たることはありませんか？

このような行為は虐待にあたります

暴力を加える

身体的虐待

- 平手打ちをする、つねる、殴る、蹴る、やけど・打撲させる、無理やり食事を口に入れる
- 外部との接触を意図的・継続的に遮断する
- ベッドに縛りつけたり、意図的に過剰に薬を服用させるなど

世話をしない

介護・世話の放棄、放任

- 入浴させない、髪が伸び放題、皮膚が汚れている、尿臭がある
- 食事や水分を十分に与えず、低栄養状態や脱水状態にある
- 室内にゴミを放置するなど劣悪な環境で生活させる
- 必要とする介護・医療サービスを制限したり使わせないなど

精神的な苦痛を与える

心理的虐待

- 排泄(はいせつ)の失敗を嘲笑(ちょうしょう)したり、それを人前で話すなどして恥ずかしい思いをさせる
- 怒鳴る、ののしる、悪口をいう、侮辱する、子ども扱いする
- 高齢者が話しかけても意図的に無視するなど

性的な行為を強要する

性的虐待

- キスやセックス、性器への接触を強要する
- 排泄の失敗に対して懲罰的に下半身を裸にして放置するなど

金銭や財産を勝手に使う

経済的虐待

- 日常生活に必要な金銭を渡さない、使わせない
- 年金や預貯金を本人の意思・利益に反して使用する
- 本人の自宅などを本人に無断で売却するなど

このほかにも、「セルフ・ネグレクト（自ら自分の生命、健康、生活を損なうまま放置している状態）」の高齢者も多く、他の虐待同様に、周囲の支援が望まれます。

これらの虐待が重複して行われているケースも多くなっています

成年後見制度の利用を考えてみましょう

経済的虐待を起こさせない、また悪質商法の被害などに遭わないために、成年後見制度の利用を考えてみましょう。成年後見制度とは認知症などにより判断能力が十分でない人の預貯金の管理（財産管理）や日常生活上のさまざまな契約など（身上監護）を、本人に代わって後見人などが支援する制度です。

※詳しくは地域包括支援センターや市区町村の窓口などにご相談ください。

高齢者虐待防止のために

気がかりなことがありましたら、地域包括支援センター等へご連絡ください。

私たちの身近なところにも、虐待に対して支援を必要としていながら自ら声を上げることができないでいる高齢者がいるかもしれません。私たち一人ひとりの小さな「気づき」が、高齢者の人権や健康を守る大きな力になります。以下のような点に気づいたら、地域包括支援センター等へご連絡ください。

ご近所にこんな高齢者はいませんか？（東京都老人総合研究所作成）	○印
1 暴力を受けている、怒鳴られる、年金を取られるなどと訴えている	
2 あざや傷があるのに理由を聞いてもはっきりしない	
3 家族が介護でとても疲れていたり、高齢者の悪口を言っている	
4 介護や病気について相談する人がいないようだ	
5 ひとり暮らしや高齢者夫婦世帯で、最近、姿を見かけなくなった	
6 高齢者を訪ねると家族に嫌がられたり、会わせてもらえない	
7 昼間でも雨戸が閉まっている	
8 家の周囲にゴミが放置されたり、異臭がする	
9 郵便受けが新聞や手紙で一杯になっている	
10 家から怒鳴り声や泣き声が聞こえたり、大きな物音がする	
11 暑い日や寒い日、雨の日なのに高齢者が長時間外にいる	
12 高齢者が道路に座り込んだり、徘徊していることがある	
13 介護が必要なのに、サービスを利用しているようすがない	
14 高齢者の服が汚れていたり、お風呂に入っているようすがない	
15 最近、セールスや営業の車が来ることが多くなった	
16 家族がいるのに、いつもコンビニなどでひとり分のお弁当を買っている	

○がついた項目が多いほど、支援の必要性が高い状態です。○がひとつでもかまいません。気になることがあったら、市区町村にある地域包括支援センターか市区町村の窓口（高齢福祉担当）までご連絡ください。

「高齢者虐待防止・養護者支援法」では、「虐待のおそれがある」高齢者を発見した住民には通報義務が課せられています。皆さんからの連絡・通報によって、虐待を未然に防ぐこと、早期に支援することが可能となり、虐待を受けている高齢者と虐待をしている家族など双方の救済につながります。

守秘義務により誰が連絡・通報したかが周囲に漏れることは決してありません。安心して連絡してください。

R100 VEGETABLE OIL INK 環境に配慮し、古紙配合率100%の再生紙及び植物油インキを使用しています

禁無断転載©東京法規出版
HE070660－016

障がいのある人への
虐待をなくしましょう

平成24年10月1日に**「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律」**が施行されました。

障がいのある人に対する虐待は、その人の尊厳を害するものであり、**障がいのある人の自立や社会参加のために虐待の防止を図ることが重要**です。

障がいのある方への虐待の疑いを発見したら、迷わず担当窓口へ相談しましょう。

岩手県

障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律
（障害者虐待防止法）

目的

障がいのある人への虐待をなくし、尊厳を守りながら安定した生活を送ることができるよう支援するとともに、養護者の負担軽減を図ります。

障がいのある人に対する虐待が禁止されます。

障がいのある人に対する虐待の防止や支援への理解を深めましょう。

障がいのある人への虐待の疑いを発見した人に通報義務が発生します。

虐待防止のための国や県・市町村の施策への協力に努めましょう。

虐待かな？と思ったら

家庭における虐待は → 通報

施設等における虐待は → 通報

会社等における虐待は → 通報

お住まいの**市町村**・**県の広域振興局**の窓口に相談・通報

会社等のある**県の広域振興局**の窓口に相談・通報

県の**障がい者110番**でも、専門の相談員が24時間365日相談を受け付けています。

会社等における虐待は県でも相談を受け付けています。

虐待を受けたらすぐに相談しましょう

例えば…

身体的虐待

たたかれる

部屋に閉じ込められて外に出られない

ベッドに縛り付けられる

無理やり食べ物を口に入れられる

性的虐待

裸にされる

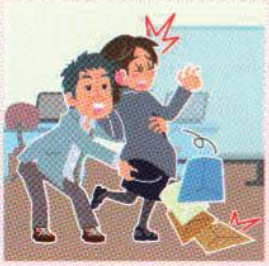

体を触られる

心理的虐待

仲間外れにされる、または話しかけても無視される

「バカ」、「アホ」などの言葉を浴びせられる

放棄・放置（ネグレクト）

病気になっても病院へ連れて行ってもらえない

極端に食事・水分が与えられない

部屋の掃除がされず、ごみも放置されたまま、不潔な状態で暮らしている

経済的虐待

働いたのに賃金がもらえない

職場で不当に長時間労働を強いられる

家族にお金を取り上げられ、自由に使えない

家族に年金で勝手に車を買われた

障がい者虐待に関しては、
お住まいの市町村・広域振興局へ
御相談ください。
また、**「障がい者110番」**
（ふれあいランド岩手交流室内）
でも御相談を受け付けています。
（**☎019-639-6533**）

虐待ではないけれど・・・
不利益な取扱いを受けていませんか？

岩手県には、障がい者への不利益な取扱いをなくすための
「障がいのある人もない人も共に学び共に生きる岩手県づくり条例」があります。

不利益な取扱いとは？

障がいがあることを理由に不利な区別、排除及び権利の制限などをすることです。
例）障がいがあることを理由に、交通機関で乗車を拒否された、医療機関で受診を拒否された、飲食店で付き添いがないことを理由に入店を拒否された…等

不利益な取扱いは、お住まいの**市町村社会福祉協議会**に御相談ください。
県では、市町村社会福祉協議会から連絡を受けた相談内容に応じて、
関係機関や関係団体などと連携し、不利益な取扱いの解消に努めます。

お問合せ先　岩手県保健福祉部障がい保健福祉課
TEL：019-629-5448　FAX：019-629-5454　E-mail：AD0006@pref.iwate.jp

障害者差別のないまちは

誰もが暮らしやすいまち

みんなで考えてつくろう
差別のない社会

平成28年4月
スタート

障害者差別
解消法

わたしたちの住むまちには、さまざまな人がいます。誰もが同じように学び、働き、暮らす権利を持っています。しかし、障害のある人には、社会参加をさまたげる障壁や差別があるのです。

誰もがお互いの人格と個性を尊重して支え合う「共生社会」を実現するためには、そんな障壁を取り除き、障害を理由とした差別をなくすことが欠かせません。そのために望まれる配慮は、すでにいろいろなところで実践されていますが、よりいっそう広め、障害への理解を深めていくことが大切です。

障害者差別のないまちは、誰もが暮らしやすいまちなのです。

障害者差別解消法って、

「障害を理由とする差別」をなくすための法律です

障害者差別解消法は、国や市区町村といった行政機関や、会社やお店などの民間事業者の、障害がある人に対する「障害を理由とする差別」をなくすための決まりごとを定めた法律です。障害がある なしにかかわらず、すべての人がお互いの人格と個性を尊重し合いながら共生できる社会をつくることを目的としています。

この法律で対象となる「障害のある人」とは？

身体障害、知的障害、精神障害（発達障害を含む）、そのほか心身の機能の障害がある人で、障害や社会的な障壁によって日常生活や社会生活が困難になっている人です。障害者手帳をもっていない人も含まれます。

この法律で対象となる「民間事業者」とは？

目的の営利・非営利、個人・法人の別を問いません。一般的な企業やお店だけでなく、たとえば個人事業者や対価を得ない無報酬の事業、非営利事業を行う社会福祉法人や特定非営利活動法人も対象となります。

障害のある人への「不当な差別的とりあつかい」と「合理的配慮の不提供」が禁止されます！

不当な差別的とりあつかい

正当な理由がないのに、障害を理由としてサービスなどの提供を拒否したり、制限したり、また、障害のない人にはつけないような条件をつけたりすることです。

合理的配慮の不提供

障害のある人から何らかの配慮を求める意思の表明があったにもかかわらず、負担になりすぎない範囲で、「社会的障壁」（P3 参照）を取り除く配慮をしないことです。

●知的障害などにより本人が配慮を求める意思を表明することが困難な場合には、その家族、介助者、支援者などが意思の表明をすることもできます。

どんな法律なの？

合理的な配慮が必要な「社会的障壁」って、具体的にどんなこと？

心身の障害によるものだけでなく、障害のある人にとって日常生活や社会生活を送るうえで障壁となるさまざまもので、次のような事物、制度、慣行、観念などがあげられます。特に女性やこどもの場合は、その特性に応じた配慮も必要です。

社会における事物
通行、利用しにくい施設、設備など

制度
利用しにくい制度など

慣行
障害のある人の存在を意識していない慣習、文化など

観念
障害のある人への偏見など

■社会的障壁の具体例

道路の段差
3センチ程度の段差でも車いすは進めなくなります。

書類
難しい漢字ばかりでは、理解しづらい人もいます。

ホームページ
すべて画像だと読み上げソフトが機能しません。

この法律で守らなければならないことのポイント

	不当な差別的とりあつかい	合理的配慮の提供
国の行政機関・地方公共団体など	**禁止** 不当な差別的とりあつかいが禁止されます。	**法的義務** 障害者に対して合理的配慮を行わなければなりません。
民間事業者など 民間事業者には、個人事業者やNPOなど非営利事業者も含まれます。	**禁止** 不当な差別的とりあつかいが禁止されます。	**努力義務** 障害者に対して合理的配慮を行うよう努めなければなりません。

●合理的配慮は、行政活動のほか、教育、医療、公共交通など幅広い分野が対象となり、さまざまな配慮が求められます。そこで、行政機関などは率先して取り組むように法的義務とし、民間事業者などは努力義務として、各分野の対応方針による自主的な取り組みが促されています。

こんなことで障害のある人を

例❶ お店で

レストランなどの飲食店に入ろうとしている障害のある人を、車いすを利用しているということを理由に断った。

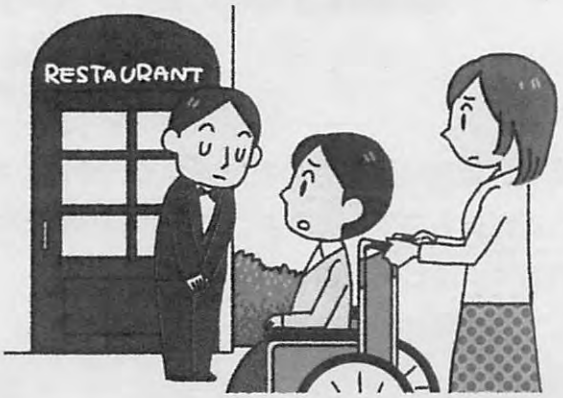

例❷ 入会手続きで

スポーツクラブやカルチャーセンターなどに入会しようとする人が、障害があることを伝えると、そのことを理由に断った。

例❸ 賃貸契約で

アパートやマンションを借りようとする人が、障害があることを伝えると、そのことを理由に部屋を貸さなかった。

みなさんも注意しましょう！

障害者差別解消法は、行政機関や民間事業者などを対象とした法律で、一般の人の個人的な関係などで法律に違反しても罰せられることはありませんが、すべての人が障害への理解を深めることは大切なことです。

こんなことはやめましょう ①

× 電車やバスなどの優先席や優先スペースの近くに障害のある人がいても席をゆずらない。

困らせてはいけません！

例④ 駅で

障害のある人が目的地に行くのにどの電車を利用すればいいのかわからず駅員にたずねたが、わかるように説明しなかった。

例⑤ 避難所で

災害時の緊急避難所で、聴覚障害があることを伝えていたが、管理者は必要な情報提供を音声でしか行わなかった。

例⑥ 役所で

役所での会議に招かれた障害のある人が、内容を理解するためのサポートが必要だと申し出たが、何の対応もしなかった。

こんなことはやめましょう②

× 施設などの出入り口に近く、スペースも広くとってある障害者等専用駐車場に駐車する。

こんなことはやめましょう③

× 飲食店などの中に身体障害者補助犬（盲導犬など）がいると、店員にクレームをつける。

こんなことで 障害のある人を

例❶ お店で

視覚障害のある人に、レストランのメニューに書かれている内容などを店員が読み上げながら説明する。

例❷ 受付で

聴覚障害のある人に、ホテルや娯楽施設などの受付で、筆談や手話など音声とは違う方法でコミュニケーションをとる。

例❸ 出入り口で

車いすを利用している人などのために、出入り口にスロープを設置するなど出入り口の段差をなくす工夫をする。

みなさんも協力しましょう！

障害者差別解消法は、行政機関や民間事業者などを対象とした法律で、一般の人の個人的な関係などで課せられる義務ではありませんが、豊かな共生社会を実現するために、みんなで助け合うことは大切なことです。

こんなことで協力しましょう ①

○電車やバスなどの優先席や優先スペースの近くでは、携帯電話の電源を切るなどのルールを守る。

サポートしましょう！

事例④ 駅で

車いすを利用している人が電車に乗るときや降りるときは、それぞれの駅の駅員などが手助けをする。

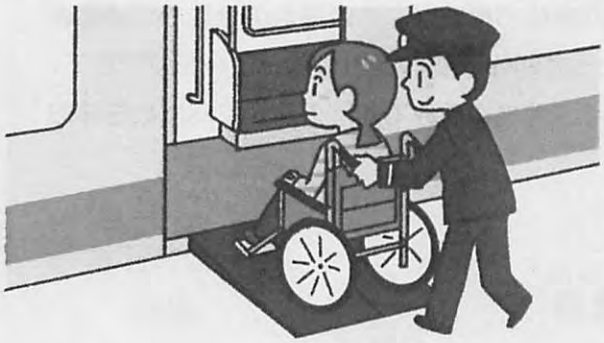

事例⑤ 空港で

車いすを利用している人など歩行が困難な人の場合は、ほかの乗客よりも優先的に搭乗の案内をする。

事例⑥ 役所で

知的障害がある人から申し出があったときなどは、特にゆっくり、丁寧に、繰り返し説明し、内容が理解されたことを確認しながら応対する。

こんなことで協力しましょう ②

○車いすを利用している人の手の届かない陳列棚の商品などを代わりにとって手渡す。

こんなことで協力しましょう ③

○障害のある人に対する優遇措置（そうした措置で事実上の平等になる）に不平等感を抱かない。

みなさんの声をお聞かせください

障害者差別にかかわる相談窓口

まずは役所の窓口へ

障害を理由とする差別にかかわる相談や紛争解決については、まず市区町村の担当窓口にご相談ください。そこで解決ができない場合も、その内容に応じた適切な相談窓口が紹介されます。

「障害者差別解消支援地域協議会」のネットワークで解決

障害者差別の解消を効果的に進めるために、国や地方公共団体の機関が、それぞれの地域で「障害者差別解消支援地域協議会」を組織します。この協議会によって関係機関などのネットワークができて、いわゆる「制度の谷間」や「たらい回し」が生じることなく、地域ぐるみで差別の解消に向けた主体的な取り組みをすることができます。

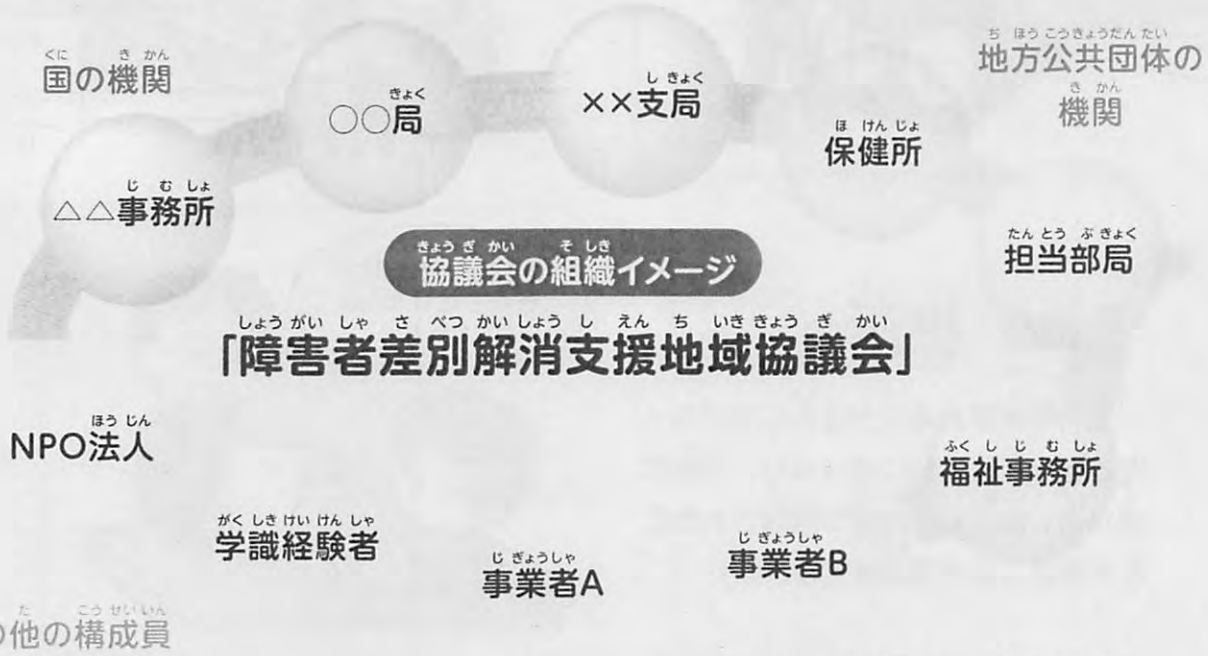

※どのような機関で構成するかは各協議会の判断によります。

UD FONT by MORISAWA ユニバーサルデザイン（UD）の考え方に基づき、より多くの人へ適切に情報を伝えられるよう配慮した見やすいユニバーサルデザインフォントを採用しています。

R80 VEGETABLE OIL INK 環境に配慮し、古紙配合率80%以上・グリーン購入法
総合評価値80以上の用紙及び植物油インキを使用しています

禁無断転載©東京法規出版
SG030070 P22

第２回気仙地域保健医療福祉関係者等研修会

アルコール関連問題

への相談対応について

受講料無料

日時：平成 28 年 3 月 24 日（木）

開演 14:00（受付 13:30～）　終了予定 16:30

会場：シーパル大船渡大会議室（大船渡市盛町二本枠 8-6）

講師：国立病院機構久里浜医療センター

（アルコール関連問題に囚われず、様々なケースの訪問・相談を受けていただいています。
たくさんの事例から導かれる見通しや対応策がとても具体的です。）

対象：精神保健医療福祉分野に携わる関係機関の職員
被災者の支援に携わる団体職員等（支援員・生活支援相談員等）
障がい者施設・介護保険施設等職員等

国立病院機構久里浜医療センターとは、
わが国を代表するアルコール依存症の専門医療機関であり、
専門診療として「アルコール依存症外来」「物忘れ外来」
「思春期・青年期外来」等があります。
また数々のアルコール依存症の臨床・研究をおこなっており、世界保健機構（WHO）の研究・研修協力センターに指定されています。

【お申込み・お問い合せ先】
岩手県大船渡保健所保健課
電話　０１９２－２７－９９１３（内線 245）
FAX　０１９２－２７－４１９７

主催：岩手県大船渡保健所・大船渡市
共催：陸前高田市・住田町（予定）

別紙

大船渡保健所保健課　行
（担当　岩渕）　ＦＡＸ番号：０１９２－２７－４１９７

所属	
電話番号	
記入者氏名	

平成 27 年度第２回気仙地域保健医療福祉関係者等研修会参加申込書

平成２８年３月２４日に開催する標記研修会について、次のとおり報告します。

職名	氏名	備考

講師への質問

※添書は不要です。ＦＡＸでの報告の際は、ＦＡＸ番号をご確認のうえ送信ください。
電話、担当者へのメールでの報告も受付します。※報告締め切り　H28 年 3 月 16 日（水）

NO. 8

おはようさん

～『はまかだ教室』滝の里仮設　～

1月26日（火）は、滝の里仮設にて『はまかだ教室』を開催しました。

『はまかだ教室』とは、大船渡保健所が主催する、こころの健康推進事業です。
音楽療法士さんを招いて歌を歌ったり、軽く体を動かしたり、今回は保健師さんによる血圧測定もありました。懐かしい話に花を咲かせ、みんなで『はまってかだって』楽しい時を過ごしました。

◎中間支援イベント案内

「あおぞら整骨院」による マッサージボランティア

① 3月13日（日）中和野仮設集会所
② 3月27日（日）横田小学校仮設集会所

時間：13:30～17:00頃まで

※無料マッサージです。
※来場者数によって、終了時間に変動があります。

「カフェ・はまかだ教室」

日時：3月8日（火）時間：10:00～12:00
場所：下矢作教員住宅跡地仮設集会所（諏訪仮設）

音楽療法士さんの伴奏に合わせて懐かしい歌をみんなで楽しく歌いましょう。

◎１月の催事

『Arts for Hope』主催による「ハッピードールプロジェクト」は、今年度９ヶ所の仮設で開催されました。世界に一つしかない自分だけのオリジナルマスコットを作成する企画で、みなさん時間が経つのも忘れて夢中で制作に励んでいました。出来上がった作品は、
１月 27 日～31 日までリアスホールにて「いまここで生きている」展に出品されました。

広田水産グランド仮設にて

高田高校第２グランド仮設にて

◎復興現場状況

『陸前高田市立高田東中学校』　　平成 28 年 10 月竣工に向けて建設中（米崎町）

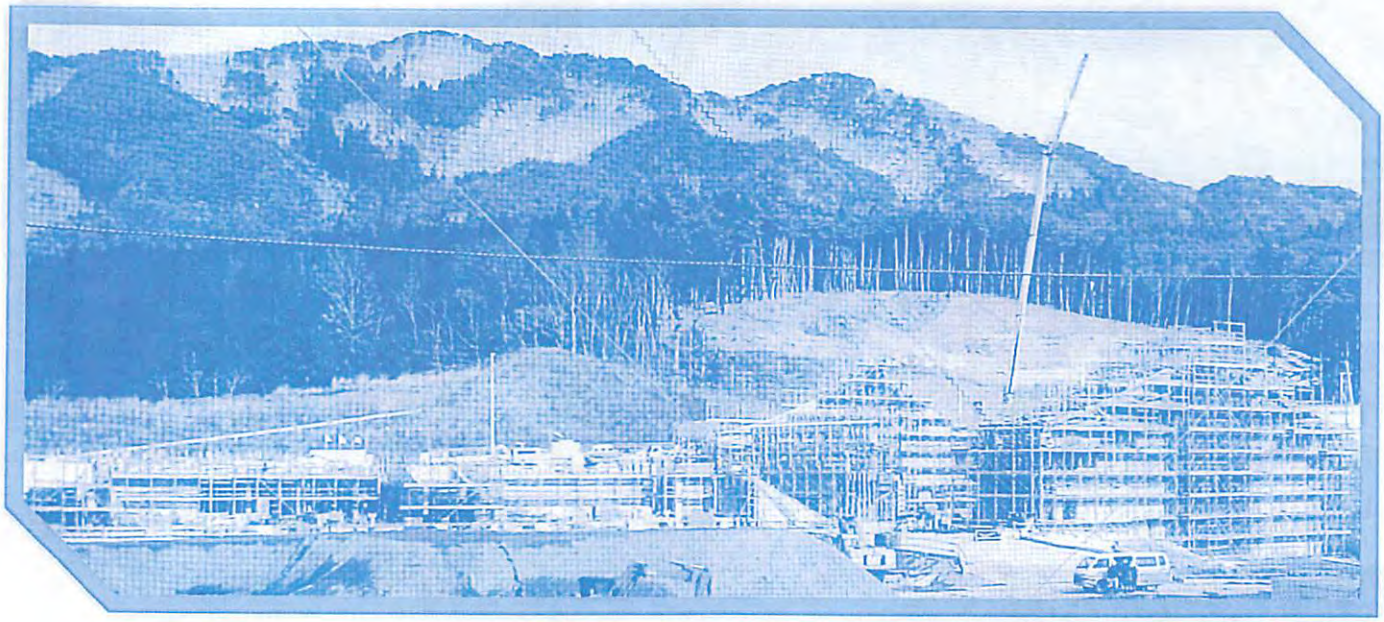

編集後記

今年の冬は暖冬かと喜んでいたのも束の間、鹿児島では雪が積もり、沖縄では観測史上初の雪が降りました。もはや東北ばかりが寒いと言ってはいられない状況ですね。地球の風邪が治るにはいったい何年かかるのでしょう？　皆様のご意見・ご感想を、お待ちしております。

平成２８年２月 15 日発行　発行元：陸前高田市復興支援連絡会
〒029-2205　陸前高田市高田町字栃ヶ沢 58　Tel:0192-47-5741　Fax:0192-47-5742
E-mail:rikutakashien@gmail.com　Face book　https://www.facebook.com/rikkutakashien

岩手県庁児童家庭課
(電話 019-629-5461)

DV、児童虐待 相談・サポート窓口のご案内

配偶者や恋人、パートナー、親子の関係であっても、相手に暴力をふるうことは絶対に許されません。もしも、そのような身近な人からの暴力で悩んでいるのなら、決して「私が悪いから・・・」などと自分を責めないでください。私たちには、安全に安心して生きていく権利があります。

ひとりで悩まないで。あなたのお電話を待っています。

DV(ドメスティック・バイオレンス)

配偶者や恋人、パートナーからの暴力のことで、一方が他方を支配する次の行為を言います。

STOP・ザ・配偶者暴力

身体的暴力
なぐる、ける、平手で打つ、物を投げる、髪をひっぱる、首を絞める等。

精神的暴力
脅かす、大声でののしる、無視をする、性別による役割を決めつける等。

性的暴力
性的行為を強要する、避妊に協力しない、見たくないポルノ雑誌やビデオを見せる。

経済的暴力
生活費を渡さない、外で働くことを禁ずる、借金を負わせる。

社会的暴力
行動を監視する、友人などとの付き合いを制限、携帯電話を壊す・データを消す。

子どもを利用した暴力
子どもに悪口を吹き込む、子どもを取り上げると脅す。

児童虐待

保護者(親または養育者)が子どもに対して行う次の行為を言います。

S・O・Sを見逃すな

身体的

身体的虐待
なぐる、ける、平手で打つ、物を投げる、首を絞める、激しく揺さぶる等。

心理的

心理的虐待
言葉によるおびやかし、無視、兄弟間の差別的な扱い、子どもの前でのDVを行う。

性的

性的虐待
子どもへの性的いたずら、性器や性的行為を見せる、ポルノグラフィの被写体にする等。

怠慢

ネグレクト(養育の拒否)
家に閉じ込める、病院に連れて行かない、不潔にしたままにする、食事を与えない等。

注意:虐待をうけたと思われる子どもを見つけた時には、市町村や児童相談所などに連絡してください。

その他にも注意が必要
暗い夜道の一人歩きは危険です。できれば避けましょう。
どうしても歩く場合は、防犯ブザーや懐中電灯を持つことが有効です。

困った時の相談先は裏面に記載しております。

相談窓口

DV（ドメスティック・バイオレンス）

配偶者暴力相談支援センター

●岩手県福祉総合相談センター
月～金 8：30～17：15 ☎019-629-9610
夜　間 17:45～21:40 ☎019-652-4152
土日祝 9：00～21:40 ☎019-652-4152

●広域振興局保健福祉環境部
（月～金 8:30～17:00）
沿岸広域振興局 ☎0193-25-2702
宮古センター ☎0193-64-2213
大船渡センター ☎0192-27-9913
県北広域振興局 ☎0194-53-4982
二戸センター ☎0195-23-9202
盛岡広域振興局 ☎019-629-6568
県南広域振興局 ☎0197-22-2831
花巻センター ☎0198-22-4921
一関センター ☎0191-26-1415

●岩手県男女共同参画センター
（火・金 9:00～20:00 その他 9:00～16:00）
☎ 019-606-1762

●もりおか女性センター
（月・火・金 10:00～17:00
水・木 10:00～20:00） ☎019-604-3304

岩手県警察本部「安全相談」

☎＃9110
各警察署においても相談を受けています。
（24時間）
久慈警察署 ☎0194-53-0110
岩泉警察署 ☎0194-31-0110
宮古警察署 ☎0193-64-0110
釜石警察署 ☎0193-22-0110
大船渡警察署 ☎0192-26-0110

女性の人権ホットライン

（盛岡地方法務局 月～金 8:30～17:15）
☎ 0570-070-810

東日本大震災女性の心のケアホットライン・いわて

（毎日 10:00～17:00） ☎0120-240-261

※この他、各市町村においても相談を受け付けています。

児童虐待

各市町村児童福祉担当課

（月～金 8:30～17:00）

久慈市	子育て支援課	☎0194-52-2169
洋野町	福祉課	☎0194-65-5915
野田村	住民福祉課	☎0194-78-2927
普代村	保健福祉課	☎0194-35-2114
宮古市	福祉課	☎0193-62-2111
山田町	保健福祉課	☎0193-82-3113
岩泉町	保健福祉課	☎0194-22-2111
田野畑村	生活福祉課	☎0194-34-2114
釜石市	地域福祉課	☎0193-22-0177
大槌町	福祉課	☎0193-42-2111
大船渡市	保健福祉課	☎0192-27-3111
陸前高田市	社会福祉課	☎0192-54-2111
住田町	保健福祉課	☎0192-46-3862

※内陸部市町村においても対応します。

児童相談所（月～金 8:30～17:00）

全国共通ダイヤル（毎日24時間）
☎ 0570-064-000
県福祉総合相談センター（毎日24時間）
☎ 019-629-9604
一関児童相談所 ☎0191-21-0560
宮古児童相談所 ☎0193-62-4059

広域振興局保健福祉環境部

（月～金 8:30～17:00）
沿岸広域振興局 ☎0193-25-2702
宮古センター ☎0193-64-2213
大船渡センター ☎0192-27-9913
県北広域振興局 ☎0194-53-4982
二戸センター ☎0195-23-9202
盛岡広域振興局 ☎019-629-6568
県南広域振興局 ☎0197-22-2831
花巻センター ☎0198-22-4921
一関センター ☎0191-26-1415

子ども・家庭テレフォン

（月～金 9:00～22:00 祝日は17:45まで）
☎ 019-652-4152

印刷協力：公益財団法人 日本ユニセフ協会